

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。）C建設事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和50年5月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月2日から同年6月1日まで

D株式会社（現在は、B株式会社。）に昭和46年3月31日に入社し、平成16年3月30日まで継続して勤務していたが、昭和50年5月2日に同社からA株式会社C建設事業所に異動した際の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年6月1日となっている。

D株式会社からA株式会社C建設事業所への異動は、在籍出向であり、厚生年金保険の記録に1か月の空白があるのは、何らかの事務処理の誤りであると思われる。

D株式会社に継続して勤務していた証拠として、B株式会社の「退職証明書」があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人提出の「退職証明書」、B株式会社提出の申立人に係る「従業員情報」及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人がD株式会社に継続して勤務（昭和50年5月1日にD株式会社本社からA株式会社C建設事業所に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社C建設事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和50

年6月1日の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、新規採用や異動が多かった。被保険者資格の喪失日と取得日に係る届出ミスから、年金の記録が欠落している人がいると聞いたことがある。」と供述していることから、社会保険庁が管理するオンライン記録において、申立期間及び申立期間前後の昭和49年1月1日から51年12月1日までの期間に、A株式会社C建設事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している男性で、かつ、同事業所で記録がある期間の前後においてもD株式会社関連会社での記録が確認できる47人の厚生年金保険の加入記録を見ると、このうち12人に厚生年金保険被保険者期間の欠落又は重複があることが社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿、同原票において確認でき、当該事実について、B株式会社に照会したところ、「A株式会社C建設事業所の届出ミスと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和50年6月1日を申立人のA株式会社C建設事業所における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

私は、申立期間当時、A社B支店（現在は、C社。）D部で試用員として貨物列車の連結・切離し等の作業をしており、同時期に試用員として同駅に配属されていた同僚は、いずれも、申立期間中、厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私だけ申立期間当時の厚生年金保険加入記録が無いのは納得がいかない。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社提出の申立人の履歴カードから、申立人が、申立期間当時、A社B支店D部で「試用員」として勤務していたことは確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社の清算事業を所轄している法人Eは「昭和38年10月1日施行の『臨時雇用員等社会保険事務処理規程』により、臨時雇用員等が勤務する事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していれば、臨時雇用員等について、厚生年金保険等への加入を勧める取組がなされたが、実際の加入は事業所単位の裁量にゆだねられていた。」と回答していることから、当該事務処理規程を見ると、健康保険厚生年金保険の被保険者の範囲について「2か月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合。」と規定されているところ、前述の履歴カードには、「昭和39年3月1日試用員を命ず。ただし同年4月30日までとする。」と記載されており、申立人は、2か月以内の期間を定めて試用員に採用されていることが確認できることから

判断すると、申立期間当時、申立人はA社B支店における厚生年金保険被保険者の範囲外であったと推認できる。

さらに、申立人は昭和38年3月25日にA社B支店に「臨時雇用員」として採用された後、同年4月からF社B支店において勤務していたと供述していることについて、社会保険事務所が保管する申立人の同社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同年4月1日から39年3月10日までの期間、申立人は同社B支店において厚生年金保険被保険者資格があることが確認できるところ、申立人と同時期に、A社B支店において「臨時雇用員」として採用されている同僚5人の厚生年金保険の加入記録を見ると、うち1人については、申立人と同様に、38年4月1日から39年3月10日までの期間、F社B支店において厚生年金保険の加入記録が確認でき、その後、同年5月1日からは、A社B支店の職員となっていることが確認できるが、当該同僚についても、A社B支店G部で勤務していた同年3月10日から同年4月30日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、継続してA社B支店において勤務していた他の同僚4人については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した38年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社においては、前述の「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」に基づき適切に事務処理が行われていたことがうかがえる。

加えて、申立期間及び申立期間前後の昭和39年2月3日から40年2月1日までの期間につき、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できない上、健康保険被保険者番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、E法人からの回答によれば、同法人では、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を一切継承していない上、C社においても申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を廃棄していることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できる関係資料等は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月から 18 年 5 月まで

私は、A株式会社にて昭和 50 年 4 月 1 日に入社し、以来厚生年金保険に加入している。厚生年金保険被保険者記録について確認したところ、加入月数について間違いは無かったが、標準報酬月額については、平成 17 年 7 月に同社が不適切な変更を行ったため、同年 7 月から 20 年 6 月までの 3 年間、本来の賃金よりも低い水準に改定され、誤った厚生年金保険料が控除されていた。この点について、同社に訂正手続きをしてもらったが、厚生年金保険法第 75 条により、受給額に反映されたのは 18 年 6 月以降の期間であり、申立期間については受給額に反映されていないので、受給額に反映してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額とA株式会社から提出された申立人の「給与支払明細書」において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、A株式会社は、「標準報酬月額の随時改定の対象とはならないにもかかわらず、申立人の支払基礎日数を誤って認識したために、社会保険事務所に対して、申立人に係る標準報酬月額の随時改定について誤った届出をした。」として、平成20年7月31日に社会保険事務所に対して従前の標準報酬月額の訂正に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しており、社会保険庁が管理する記録においても、申立期間の標準報酬月額を62万円に訂正していることが確認できる。しかし、厚生年金保険法第75条において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないと規定されていることから、同社が算定基礎届を提出した日付（平成20年7月31日）から2年以上経過した時期である申立期間（平成17年7月から18年5月まで）については、標準報酬月額が変更されても保険給付額には反映されない。